

平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株式会社ヒガシトゥエンティワン
代表取締役社長 金森 滋美
(東証第二部：9029)
問合せ先 取締役常務執行役員 中橋 俊和
TEL：06-6945-5611

定款一部変更に関するお知らせ

弊社では、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 93 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役として、適切な人材の招聘を容易にし、また、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 31 条(取締役の責任免除)を一部変更し、当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するとともに、定款第 41 条(監査役の責任免除)を一部変更するものであります。

なお、定款第 31 条の一部変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会 第20条～第30条（条文省略） （取締役の責任免除）</p> <p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 第20条～第30条（現行どおり） （取締役の責任免除）</p> <p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 第32条～第40条（条文省略） （監査役の責任免除）</p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 第32条～第40条（現行どおり） （監査役の責任免除）</p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月19日（金）
定款変更の効力発生日 平成27年6月19日（金）

以上